

駐車場を設置するときは

◇◇◇ 駐車場法等に基づく路外駐車場の届出について ◇◇◇

駐車場の設置にあたっては、駐車場法に基づく構造基準への適合や、知事への届出が必要となる場合があります。（変更する場合も同様）

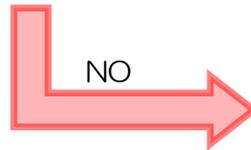
設置する駐車場は、**一般公共の用に供するもの**※であり、自動車（自動二輪車も含む）の駐車スペースの合計面積が**500㎡以上**ですか？

※一般公共の用に供するもの
不特定多数が利用できるもの
（月極、従業員用駐車場など
専用的に使われるものは除く）



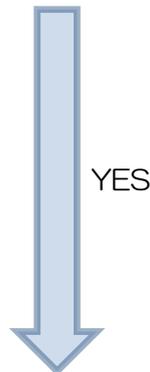
届出は不要です

駐車料金を徴収しますか？



届出は不要ですが、駐車場法施工令に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。

南城市都市建設課にご相談ください
設置場所は都市計画区域内ですか？



●バリアフリー新法第12条に基づき、**特定路外駐車場**※の設置届出を行う必要があります。
●駐車場法施工令及びバリアフリー新法に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。

※特定路外駐車場

道路の付属物や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場

- 駐車場法第12条に基づき、**工事着手前**に路外駐車場設置届出を行う必要があります。
- バリアフリー新法第12条に基づき、**特定路外駐車場**※の設置届出を行う必要があります。
- 駐車場法施工令及びバリアフリー新法に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。
- 駐車場法第13条に基づき、**供用開始後10日以内**に管理規程の届出を行う必要があります。